七　店舗販売業者（動物用医薬品特例店舗販売業者を除く。）にあっては、店舗管理者以外に店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にはその者の氏名
八　動物用医薬品特例店舗販売業にあっては、その取り扱う医薬品の品目（当該品目の取扱いを廃止する場合に限る。）

第百十一条第四項を次のように改める。

4　前項各号に掲げる書類のうち、届出者が、法の規定による許可等の申請又は届出に関し、当該届出書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該届出書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

第百十一条第四項を同条第七項とし、同条第三項各号列記以外の部分中「医薬品販売業者」の下に「（店舗販売業者、配置販売業者及び卸売販売業者をいう。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「に規定する医薬品販売業者の氏名又は名称」を「、第三項第一号又は第四項第一号に掲げる事項（氏名又は名称に係る部分に限る。）」に改め、同項第二号中「第一項第二号に掲げる」を「第一項第三号、第三項第五号又は第四項第六号に掲げる」に、「第九十二条第一項第二号」を「第九十二条第五項第二号」に改め、同項第三号中「第一項第三号に規定する店舗の構造設備の主要部分」を「第一項第二号又は第四項第五号に掲げる事項」に改め、同項第四号中「第一項第五号に規定する薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者」を「第一項第七号、第三項第四号若しくは第四項第四号に掲げる事項」に改め、同項第五号中「第一項第四号に規定する店舗等管理者の氏名又は同項第五号に規定する薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名」を「第一項第六号若しくは第七号、第三項第三号若しくは第四号又は第四項第三号若しくは第四号に掲げる事項（氏名に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「法第三十八条において準用する法第十条」を「法第三十八条第一項において準用する法第十条及び法第三十八条第二項において準用する法第十条第一項」に改め、「医薬品販売業」の下に「（店舗販売業、配置販売業及び卸売販売業をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　法第三十八条第一項において準用する法第十条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十六条の十第五項の相談に応ずる電話番号その他の連絡先
二　特定販売の実施の有無
三　第九十二条第四項各号に掲げる事項

3　法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　配置販売業者の氏名若しくは名称又は住所
二　配置区域又は配置員の数
三　区域管理者の氏名又は住所
四　区域管理者以外に業務に係る都道府県の区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にはその者の氏名
五　配置販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員
六　法第三十六条の十第七項において準用する同条第五項の相談に応ずる電話番号その他の連絡先

4　法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　卸売販売業者の氏名若しくは名称又は住所
二　営業所の名称
三　営業所管理者の氏名又は住所
四　営業所管理者以外に営業所において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にはその者の氏名
五　営業所の構造設備の主要部分
六　卸売販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員
七　営業所において卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、当該業務の種類

第百十三条及び第百十四条を次のように改める。

**第百十三条及び第百十四条**　削除

第百十五条の二中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める。

第百十五条の三中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、「薬事法施行規則」の下に「（昭和三十六年厚生省令第一号）」を加える。

第百十五条の六第二項第六号中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める。

第百十五条の八第一項中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

第百十五条の十一第一項中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める。

第百三十一条第一項及び第二項中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第百三十三条第一項及び第二項中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第百七十条第一項中「第五十条第十二号」を「第五十条第十三号」に改める。

第百七十一条中「第五十条第十三号」を「第五十条第十四号」に改める。

第百七十二条第一項中「第八号及び第十三号」を「第九号及び第十三号」に改め、同条第三項の表法第五十条第九号の項中「第五十条第九号」を「第五十条第十号の項中「第五十条第十号」を「第五十条第十一号」に、「処方せん」を「処方箋」に改め、同表法第五十条第十三号の項中「第五十条第十三号」を「第五十条第十四号」に改める。

第百七十四条第二項中「第五十条第八号から第十号まで」を「第五十条第九号から第十一号まで」に改める。

第百七十五条第一項中「第七号、第八号及び第十一号」を「第八号、第九号及び第十二号」に改め、同条第二項の表法第五十条第十三号の項中「第五十条第十三号」を「第五十条第十四号」に改める。

第百七十九条の二中「第五十七条の二第二項」を「第五十七条の二第三項」に改める。

第百八十一条第五項の表第百七十二条第一項の項中「第八号及び第十二号」を「第九号及び第十三号」に改め、同表第百七十二条第三項の表の項中「第五十条第十三号」を「第五十条第十四号」に改める。

第二百五条第一項及び第二項中「第八十条第四項」を「第八十条第五項」に改める。

別記様式第三十七号を次のように改める。

**様式第三十七号**（第九十二条関係）

動物用医薬品店舗販売業許可申請書

年　月　日

都道府県知事　殿

住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

薬事法第26条第1項の規定により動物用医薬品店舗販売業の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1　店舗の名称及び所在地
2　店舗の構造設備の概要
3　店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要
4　法人にあっては、店舗販売業者の業務を行う役員の氏名